

6 介護予防通所介護費

基本部分		注	注	注	注
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 1,647単位)	×70/100	×70/100	+5/100	-376単位
	要支援2 (1月につき 3,377単位)				
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)			
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×70/100	×70/100	+5/100	-376単位
	要支援2 (1月につき 3,715単位)				
イ 介護予防通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	×70/100	×70/100	+5/100	-376単位
	要支援2 (1月につき 3,715単位)				
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)			
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)			
チ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目